

集団資源回収・古衣料回収

町内会等の団体が実施する「集団資源回収」や、コミュニティセンター等に設置している「古衣料回収ボックス」をご利用ください。



集団資源回収

- 集団資源回収は、市内の町内会等が、各家庭から出る資源物を集め、資源回収業者へ引き渡すリサイクル活動です。（現在、141 団体が登録しています。）

古紙類

- 新聞紙
- 雑誌
- 段ボール
- 雑がみ



金属類

- 空き缶
- 鉄くず



リターナブルびん

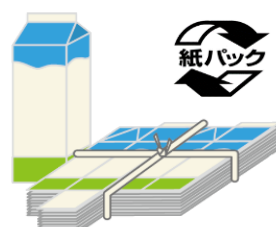
- 一升びん（緑色・茶色）
- ビールびん
- ジュースびん

※リターナブルびんは、回収する町内会が限られています。



紙パック

- 紙パックマークのあるもの



回収方法	資源庫回収	町内会等が設置している資源庫に、資源物を出します。
	拠点回収	町内会等が指定する日時・場所に、資源物を出します。
	戸別回収	町内会等が指定する日時に、自宅前に資源物を出します。

- ※ 家庭から出る資源物に限ります。裏面の「集団資源回収の出し方」を参考にしてください。
- ※ 回収方法・回収日・回収品目は、町内会等の各団体により異なります。
- ※ 回収を実施していない町内会等もありますので、町内会等にご確認ください。

古衣料回収

回収しているもの

洗濯した紳士服・婦人服・子供服、コート、シャツ、タオルなど。

Tシャツ、ブラウス、ポロシャツ、セーター、フリース、トレーナー、ジーンズ、ズボン、スカート、スウェット、スーツ、ジャージ、布団カバー、タオルケットなど。



- ※汚れているもの、濡れているもの、匂いのあるもののほか、革製品、靴、バッグ、布団、毛布、切れ端は回収できません。
- ※ごみ減量のために、衣類などはビニール袋や紙袋から出して、回収ボックスに入れてください。

- 財団では、市内 15 か所の公共施設等に設置した回収ボックスで、古衣料（古着、古布）を回収しています。
- 回収した古衣料は、中古衣料や工業用ウエスとして再生利用されています。

回収している場所

各コミュニティセンター、東部支所、支笏湖支所、社会福祉協議会事務所、総合福祉センター、消費者協会事務所（東雲会館内）

<お問い合わせ先>

公益財団法人 ちとせ環境と緑の財団

電話 0123-26-1213 F A X 0123-22-1118

ホームページ <https://www.chitosekankyou-midori.or.jp/>

〒066-0047

千歳市本町 3 丁目 21 番地（千歳神社入口）



集 団 資 源 回 収 の 出 し 方

回 収 品 目	対象になるもの（例）	出し方（注意点など）
古紙類	●新聞紙 （新聞折込チラシも含む） 	●四つ折または八つ折にし、軽く持てる程度に束ねて、ひもで十字にしばるか、袋に入れて出します。
	●のり付きの雑誌 （背表紙がのり付けのもの）（封筒・はがき、ポスターも含む） ●のりなしの雑誌 （背表紙がピン留めのもの） 	●のりなし、のり付きに分け、軽く持てる程度にひもで十字にしばって出します。
	●段ボール （缶ビールの紙箱、ティッシュや菓子の紙箱なども含む） 	●平らに広げ、軽く持てる程度にひもで十字にしばって出します。
	●チラシ、包装紙、紙袋、封筒・はがき、ダイレクトメール、カレンダー、ノート、メモ用紙、ティッシュや菓子の紙箱、台紙、ラップ芯、コピー用紙など 	●「雑がみ」と書いた紙袋か段ボールに入れて、風などで中身が飛ばないように、紙ひもでしばって出します。 ●金具やフィルムなどの紙以外の部分は、取り外します。

金属類	●空き缶 	●中を洗って、アルミ缶、スチール缶に分別して出します。 ●缶はつぶさないで、出してください。
	●鉄くず 	●鍋、やかん、フライパン、自転車、物干し竿、工具類などの鉄やアルミなどでできた金属類 ●小さなものは、「鉄くず」と書いた袋の中に1kg以上まとめて出します。 ●大きなものは、「鉄くず」と書いた紙を貼って出します。 ●金属以外の取り外すことができる部分は取り外します。

リターナブルびん	●一升びん（茶色か緑色）、ビールびん（茶色）、ジュースびん ※国内メーカーのびんに限ります。 	●ワインのびん、洋酒のびん、ドリンク剤のびん、調味料のびん、欠け・ひびが入っているびんは、「4種資源物」に出してください。
----------	--	---

紙パック	●紙パックの識別表示マークがある牛乳パック、ジュース類のパック、酒類のパックなどが対象です。 ※ジュース・酒類の紙パックで、内側がアルミコーティングされたものも対象です。 	●洗って開いて乾かし十字にしばって出します。 ●ストローなど紙以外の部分は取り外します。 ●キャップと内フタは「プラスチック製容器包装」に出してください。 ●紙パックの識別表示がない紙パックは、「燃やせるごみ」に出してください。
------	---	---

【雑がみ、鉄くずの対処品目外（出せないもの）について】

雑がみの対象外品目	●防水加工された紙（ヨーグルト・カップめんの容器、紙コップなど） ●コーティングされた紙（アルミ・ビニール・ラミネートコーティングされた紙、金・銀色の折り紙など） ●汚れた紙（宅配ピザの紙箱、使い終わったティッシュ・キッチンペーパーなど） ●カーボン紙（宅配便の伝票など）、●感熱紙（レシートなど）、●粘着物がついた紙（シールなど） ●圧着はがき（親展はがきなど） ●臭いがついた紙（洗剤や線香などの紙箱、トイレトペーパーの芯など） ●シュレッダーで裁断した紙
鉄くずの対象外品目	●刃のついたもの（包丁、ナイフ、はさみ、鎌など） ●先端の尖ったもの（くぎ、画びょう、針など） ●引火、爆発の恐れがあるもの（スプレー缶、ガスボンベ、ガソリン携行缶など）

出し方の注意

※ 集団資源回収で出せないものは、市のごみ分別方法に従って、ごみとして出してください。

※ 集団資源回収物を出す場所は、町内会等が決めて指定しています。

指定以外の場所に出されると、回収されません。

詳しくは、お住いの町内会等の役員にご確認ください。

